作成 06/08/03 変更 13/04/04

物品終売連絡票(物品削除依頼票)を起票される方は、以下の項目について注意していただき、正しく起票していただきますようお願い申し上げます。

## 1.仕入先は記入しない

物品終売連絡票はある物品を今後使用しない(できない)場合に使用します。

特定の仕入先から仕入しないという場合には、物品としての終売ではありませんので、物品終売連絡票の 起票の対象にはなりません。

ある物品の仕入先変更によって特定の仕入先の削除を行う場合は、仕入単価更新票が必要となります。 この場合はその物品を担当している事務処理担当者に依頼してください。

## 2.関連会社の使用確認

- (1) メーカーで終売の場合は、池田グループ全社で使用不可能ですので、無条件に起票してください。
- (2) それ以外の場合は、池田グループの別の会社で使用していることがあるので、他工場、関連会社で使用していないもしくは販売していないかどうかを確認した上で、物品終売連絡票を起票して下さい。物品終売連絡票における終売の連絡は池田グループ全社を対象としております。 どこかの会社で使用していれば終売ではありませんので、物品終売連絡票の起票の対象にはなりません。

なお、ある物品がどこかの会社で使用しているかどうかの確認は、ITS 情報サービスの業務情報(※) などで調べることが出来ます。

- ※"業務情報"メニュー → "仕入"タブ → "終売原料情報"ボタン → "原料使用チェックリスト"ボタン
- (3)仕入が出来ない状況で仕入単価があると他発注者に再発注出来るという誤認識与える可能性が ある場合は早急に仕入単価更新票の削除依頼をITSに実施してください。

## 3.削除理由は明確に

削除理由はできるだけ詳しく記入して下さい。(但し 30 文字まで) 復活させることが出来るかどうかの判断材料の一つになります。

## 4.復活させる場合

一度、終売により削除された物品を復活したい場合は、ご面倒ですが、その物品を使用する担当の方が、復活に必要な物品、販売単価、仕入単価更新票を起票して頂きますよう、お願いいたします。但し、削除された理由によっては、復活することが出来ない場合があります。(メーカーで終売等)